



フリマアプリのルールを知ろう!

【相談事例1】 フリマアプリで洋服を購入。写真にはない汚れがあったので、商品の減額をするか、クリーニング代の支払いをしてほしいと出品者に希望したが断られた。電話で話したいが番号が分からず不満。



【相談事例2】 缶バッジをフリマアプリで頼んだが、1カ月経っても商品が届かない。出品者に問い合わせたところ、商品は送ったと回答が来た。出品者は新たに商品を送ることが出来ないと言っているがどうしたらいいか。



フリマアプリでの売り買いは、取引相手がお互いに一般の人です。トラブルになっても取引相手との話し合いで解決することが求められます。①二セモノだった。②壊れていた。③商品が届かない。などのトラブルに注意が必要です。

【アドバイス】

1、取引の流れを確認し、フリマアプリのルールを必ず守りましょう。

- ・疑問点はフリマアプリ内で質問しましょう。
- ・商品を確認後に「評価」しましょう。
- ・フリマアプリが用意する決済方法を利用しましょう。



2、取引相手と話し合っても、フリマアプリ運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理を行うために消費生活センターに相談しましょう。

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう!」



困った時は消費生活センターへ、まずは電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料は全て有料です。

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口に消費生活相談員(職員)は常駐していません。窓口は閉まっています。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。

事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

